

令和 7 年度外国人介護福祉士候補者学習支援事業
実施団体公募要領

令和 7 年 2 月

厚生労働省

令和 7 年度外国人介護福祉士候補者学習支援事業実施団体公募要領

厚生労働省では、日インドネシア経済連携協定、日フィリピン経済連携協定及び日ベトナム交換公文に基づく外国人介護福祉士候補者（以下「候補者」という。）として入国した者に対する学習支援事業を補助する団体（以下「実施団体」という。）を選定するために、以下の要領で公募します。

なお、この公募は事業実施期間を十分確保するため、令和 7 年度政府予算案に基づき、予算成立前に公募を行っています。予算の成立によっては今後、事業内容や実施時期等に変更があり得ることを御承知置きください。

1. 事業の目的

候補者が、介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）の合格に向けて効率的・効果的な学習を行えるよう、日本語学習を含めた総合的な支援を行うことを目的としています。

2. 補助金の交付について

（１）補助金について

本補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 条）など関係法令の規定によるほか、別に定める交付要綱及び実施要綱の定めるところにより、（２）の基準額の範囲において交付します。

（２）基準額

127,759 千円（上限額）

なお、原則として今回の企画における総事業費（別添「令和 7 年度外国人介護福祉士候補者学習支援事業応募書類記入要領・様式」様式 2 に記載する額まで）を申請の上限としてください。

（３）対象経費

人件費（職員基本給、職員諸手当、社会保険料、児童手当拠出金（当該事業に従事した分に限る。）、賃金、謝金、旅費（講師等旅費、職員旅費、研修旅費）、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、図書費、雑役務費、借料及び損料、会議費、備品購入費、委託料

（４）留意事項

集合研修及び模擬試験時の食費、研修テキスト代及び宿泊費は候補者負担として差し支えありません。研修会場への旅費は補助金で対応してください。

3. 事業の内容

(1) 候補者

候補者は、本事業の他、国が委託する「外国人看護師・介護福祉士等受入支援事業」において、公益社団法人国際厚生事業団が配布している教材等を活用して学習を行っています。本事業においては、候補者が国家試験に合格できるよう能力を引き上げることに重点をおいて支援してください。

なお、候補者は、訪日前、訪日後の日本語研修を受けており、平成 24 年度以降に入国した各候補者の多くは、日本語レベルについて、就労開始時点で、日本語能力試験「N3」程度に達しています。

(2) 到達目標

国家試験合格に向けて計画的に学習を進めるため、以下の到達目標を達成するように支援してください。

区分	到達目標	目標設定の意図
令和 6 年度入国者 (令和 9 年度国家試験受験予定者)	・介護分野の専門用語を読む、書く、話す ・高齢特性、障害特性及び疾病等を理解する	介護現場で就労するために必要な基礎知識を身につける必要があるため
令和 5 年度入国者 (令和 8 年度国家試験受験予定者)	・国家試験の各出題領域に関する基礎知識の習得する	国家試験受験に向けて国家試験の全体像を理解するため
令和 4 年度入国者 (令和 7 年度国家試験受験予定者)	・国家試験合格水準の知識を身につける	国家試験受験にあたっての能力を確保するため
令和 3 年度入国者のうち滞在延長対象者 (令和 7 年度国家試験受験予定者)	・国家試験合格水準の知識を再確認する(今までの学習内容の復習)	同上
再チャレンジ支援	・ 同上	同上

注 1) 当初の入国予定が令和 3 年度で、実際の就労開始が令和 4 年度になったインドネシア及びフィリピン人候補者は、「令和 4 年度入国者(令和 7 年度国家試験受験予定者)」に含まれます。

(3) 実施内容

事業内容は、以下に掲げる事業とします。本事業は全国の候補者を対象としており、一部の地域に限定した取組は想定していません。

なお、①から③までの学習支援の内容は、介護分野の専門用語を主とした日本語の学習、介護福祉士として備えるべき介護等に係る知識及び技術に関するものとします。

① 介護福祉士試験初回受験者支援（ファーストチャレンジ）事業

令和6年度、5年度、令和4年度入国者に対し、学習支援として集合研修、オンラインによる研修、模擬試験、通信添削指導を行います。

注1）集合研修は、候補者の学習の進捗状況等に応じ、座学、実習を組み合わせで行ってください。

注2）それぞれの実施回数について、具体的な定めはありませんが、各々の候補者が「3（2）到達目標」に到達できるよう設定してください。

注3）集合研修と模擬試験は同時に実施可能です。

注4）通信添削指導の宛先は候補者受入施設としてください。また、送付・回収方法は、郵送・メールなどで実施しても差し支えありません。

② 滞在延長者支援（セカンドチャレンジ）事業

令和2年度入国者のうち滞在延長対象者に対し、学習支援として集合研修、オンラインによる研修、模擬試験、通信添削指導を行います。

注1）集合研修は、候補者の学習の進捗状況等に応じ、座学、実習を組み合わせで行ってください。

注2）それぞれの実施回数について、具体的な定めはありませんが、候補者が「3（2）到達目標」に到達できるよう設定してください。

注3）集合研修と模擬試験は同時に実施可能です。

注4）通信添削指導の宛先は候補者受入施設としてください。また、送付・回収方法は、郵送・メールなどで実施しても差し支えありません。

③ 再チャレンジ支援（リチャレンジ）事業

介護福祉士資格を取得できず帰国した者に対し、学習支援として模擬試験、通信添削を行います。

※学習支援に関する相談に対応する窓口を設置します。

注1）それぞれの実施回数について、具体的な定めはありませんが、候補者が「3（2）到達目標」に到達できるよう設定してください。

注2）模擬試験の実施に当たっては、在インドネシア日本国大使館、在フィリピン日本国大使館及び在ベトナム日本国大使館の協力（会場貸出や試験監督等）を受けることができます。各大使館の協力を受ける場合は、実施時期などの大使館との調整は厚生労働省で行います。

なお、自宅での受験も認めているため、本人の希望を確認し実施してください。

④ チャレンジマネジメント事業

(ア) 内容

①から③までの事業にフィードバックすることで効果的な学習支援を行うため、①から③までの事業により得られた候補者ごとの模擬試験及び通信添削指導の点数、集合研修時の評価等を管理・集計・分析します。

(イ) 報告事項

令和7年12月末までに令和7年度国家試験を受験する候補者の学習の進捗状況（模擬試験結果等）を報告してください。また、令和8年3月末までに候補者全員の到達目標の達成状況を報告してください。

なお、厚生労働省から本事業に関する情報を求められた場合は、適宜報告してください。

(4) その他留意事項

①から③の事業については、当初予見できない事情等により集合研修や模擬試験が実施できない場合であっても、代替手段を講じて実施して下さい。

再委託を行う場合、事業費総額に対する委託費の比率が50%を超えることはできません。

4. 事業の実施期間

事業の実施期間は、令和7年4月1日（※）から令和8年3月31日とします。

※ 事業実施団体の採択日が4月1日を越える場合は、採択日以降に実施する事業に係る経費についてのみの補助となります。

5. 応募資格

次のすべての要件を満たす民間団体等とします。

- ・ 日本に拠点を有していること。
- ・ 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ・ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有していること。
- ・ 外国人に対する教育、又は外国人を日本に受け入れての研修事業について十分な知見及び実績を有し、厚生労働省と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本件業務を円滑に実施できる者であること。
- ・ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ・ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

6. 応募方法等について

（1）応募書類

応募書類は、別添「令和7年度外国人介護福祉士候補者学習支援事業応募書類記入要領・様式」にしたがって日本語で作成してください。

- ① 企画書（様式1）
 - ② 所要見込額調書（様式2）
 - ③ 提案者の概要（会社概要等）がわかる資料
 - （ア）定款又は寄付行為
 - （イ）直近の財務諸表
 - （ウ）その他概要がわかる資料（パンフレット等）※ 再委託が見込まれる場合には、再委託先の概要がわかる資料（パンフレット等）を提出して下さい。
 - ④ その他提案内容を補足するために必要な参考資料
 - ⑤ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する書類
- 以下の書類のうち、該当するものがあればすべて添付すること。
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- ※労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。

- ・ 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく一般事業主行動計画策定届（一般事業主行動計画の計画期間が満了していない計画を策定した企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下）に限る。）
- ・ 従業員への賃金引上げ計画の表明書（表明する意思がある場合のみ提出すること）
※表明書については、別紙様式 3－1 又は 3－2 の内容が具備されていれば、任意様式で差し支えない。

※ 応募書類は A 4 サイズとし、7 部（うち団体名を黒塗りしたものを 5 部）提出してください。

（２）提出期限

持参の場合：令和 7 年 2 月 20 日（木）15 時

郵送の場合：令和 7 年 2 月 20 日（木）必着

※ 提出期限を経過して届いた応募書類は受け付けないので、提出期限の厳守について特に留意してください。

（３）説明会の開催（オンライン）

日時：令和 7 年 2 月 18 日（火）11 時 30 分

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、説明会は上記の日時でオンラインにて実施します。

説明会への参加を希望する方は、（４）に記載のメールアドレスへ令和 6 年 2 月 14 日（金）17 時までにメールで申し込みください。その際、当日参加される方の所属、氏名、連絡先（電話・メール）についても併せてご連絡ください。なお、メールの件名は、「【〇〇（団体名）】学習支援事業説明会参加希望」としてください。

当日は、Zoom（WEB 会議サービス）を用いて実施しますので、それに対応した電子機器等をあらかじめご準備ください。説明会前日までにお申し込みいただいたメールアドレス宛に、Zoom による説明会のご案内をお送りします（申込みされていない方への転送はご遠慮ください）。

（４）応募書類の提出先及び問い合わせ先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1－2－2

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

外国人介護人材受入企画調整係 萩尾・酒井・武井 宛

※ 持参の場合の受付時間及び問い合わせの受付時間は、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の10時～17時（12時15分～13時15分を除く。）とします。

持参により応募書類を提出する場合、事前に入館登録が必要なため、持参日がわかりましたら担当までご連絡ください。

※ 封筒表面に、赤字で「『学習支援事業』応募書類在中」と記載してください。

TEL：03-5253-1111（内線：2844）

メール：gaikoku-kaigo@mhlw.go.jp

7. 評価・決定

（1）評価方法

評価は、当省に設置する「外国人介護福祉士候補者学習支援事業実施団体の公募に係る評価委員会」において、原則として応募書類に基づき行います。また、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

（2）評価基準

① 企画内容

- ・ 事業内容が到達目標を達成できるものとなっているか。
- ・ 候補者へ学習の同一機会を提供することができるか。
- ・ 外国人候補者向けの事業として、配慮や工夫がされた事業内容となっているか。

② 業務遂行体制

- ・ 業務を遂行するために必要な根拠（人員、設備、資金）が示されているか。
- ・ 事業の効率性が担保されているか。

（3）結果の通知等

実施団体決定後、速やかに書面にて結果の通知を行います。

（4）補助金申請等

採択された法人は、厚生労働省の指示に従い、交付要綱に従って補助金申請を行うとともに、実施要綱に従って事業の準備を始めること。

（5）その他

以下の事項について、あらかじめ御了承ください。

- ① 個別の企画内容に対する質問は受け付けないこと。
- ② 個別の企画内容に対する助言は行わないこと。

- ③ 評価は非公開で行うこと。
- ④ 提出された企画書等は返却しないこと。
- ⑤ 実施団体の決定について、個別の問い合わせに応じないこと。